

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等特殊業務手当の特例の新設について

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症）の感染拡大を受け、区においても新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る一定の業務があることから、防疫等特殊業務手当の特例として本件業務に対する手当を措置する。

2 改正内容

保健所に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときに、日額4,000円を超えない範囲内において、手当を支給する。

規則で定めるものは、患者等が宿泊する施設内その他区長が認める場所において、当該患者等と接触し、又は接して行う業務とし、以下の内容により手当を支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者等に接触し、又は長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして区長が認める業務
日額 4,000円
- (2) (1)の業務以外の業務
日額 3,000円

3 施行期日等

- (1) 施行期日
公布の日
- (2) 適用日
令和2年1月27日に遡及して適用する。